

社会福祉法人岐阜県福祉事業団が経営する岐阜県立陽光園では次のとおり一般競争入札を行います。

令和7年3月13日

1 業務内容

- (1) 契約名：岐阜県立陽光園洗濯業務委託契約
- (2) 仕様：別紙仕様書のとおり
- (3) 数量：別紙仕様書のとおり

2 実施場所：美濃市立花1155-5 岐阜県立陽光園

3 履行期間：令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

4 仕様等の閲覧：本日から入札日の前日まで

5 入札者の資格

下記の条件をすべて満たしている者としてします。

- ・「岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）」に登録されている者
- ・岐阜県内に事業所を有する者
- ・地方自治法施行令第167条の4の規定（別紙）に該当しない者

6 入札参加申込書の提出

本入札に参加を希望する場合は次により申し込んでください。なお、提出期間を過ぎて入札参加申込書が提出された場合は入札に参加できません。

- (1) 入札参加申込書：別紙
- (2) 提出期間：令和7年3月13日（木）～令和7年3月21日（金）
- (3) 提出先：岐阜県立陽光園 事務員 本田
- (4) 提出方法：持参又は郵送

※持参の場合は平日10時～17時までとする

※郵送の場合は締切当日必着とする

7 入札を行う日時及び場所

- (1) 日時：令和7年3月24日（月） 9時30分から
- (2) 場所：岐阜県立陽光園 会議室

8 入札者の欠格事項

入札期日までに於いて次に該当することとなった場合は、入札者の資格を失うものとします。

- (1) 破産、再生手続開始、会社整理又は会社更生手続開始の申立があされたとき

- (2) 手形交換所による取引停止処分又は主要取引先からの取引停止等の事実があり、事業執行が困難になると見込まれるとき
- (3) その他、工事の着手又は事業を遂行することが困難と見られる事由が発生したとき

#### 9 入札書記載等に関する注意事項

- (1) 入札書は、別紙の「入札書」を使用してください。
- (2) 入札書にはインク又はボールペンを使い、金額はアラビア数字により明瞭に記載してください。なお、訂正した場合には訂正箇所への押印を必要としますが、金額については訂正できませんのでその場合は新たに作成してください。
- (3) 入札参加を代理人とする場合は、入札当日別紙の「委任状」を提出してください。なお、委任状が無い場合は入札できませんのでご注意ください。
- (4) 代理人が入札する場合は、入札書の記入は代理人が行い、押印は委任状の「代理人使用印」に押印したものとしてください。
- (5) 入札書は、指定する1件毎に1通を作成して封書にし、入札者の氏名を表記してください。

#### 10 入札書に記載する金額

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税を含めない金額）を入札書に記載してください。

#### 11 開札を行う日時及び場所

開札は、入札の終了後直ちに前記6の場所において、入札者の立ち会の上行います。なお、開札の結果、予定価格に110分の100を乗じて得た価格（以下「入札書比較価格」という。）の範囲内の価格の入札書の提出がないとき（最低制限価格を設けた場合にあっては、入札書比較価格の範囲内で最低制限価格に110分の100を乗じて得た価格（以下「制限比較価格」という。）以上の価格の入札書の提出がないとき）は、直ちに再度入札を行うことがあります。なお、再度入札に参加できる者は、初回の入札において有効な入札をした者に限ります。

#### 12 落札者の決定方法

- (1) 入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）が、入札書比較価格の範囲内で最低（最低制限価格を設けた場合にあっては、制限比較価格以上のうちの最低）の者を落札者としますが、落札価格は、入札書記載金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円（単価契約の場合は1銭）未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とします。

【最低制限価格（有・~~無~~）】

- (2) 落札者となるべき同価の入札者が複数ある場合は、くじによって落札者を決定します。なお、この場合においては、くじを引くことを辞退することはできません。

### 13 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金  
免除
- (2) 契約保証金  
免除

### 14 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とします。なお、無効な入札を行った者は、原則として再度入札に参加できません。

- (1) 入札者が同一事項に対し、2以上の入札をしたとき
- (2) 入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき
- (3) 入札保証金を免除した場合を除き、その全部又は一部が納付されていないとき
- (4) 入札に関し談合等の不正行為があったとき
- (5) 入札書に記名押印がないとき
- (6) 入札書の記載事項の確認ができないとき
- (7) 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき

### 15 入札又は開札の中止による損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止します。また、入札者が1人だけの場合は、入札を中止することがあります。これらの場合における損害は、入札者の負担とします。

### 16 落札の無効に関する事項

落札者は、落札の通知を受けた日から、原則として1週間以内に契約を締結しなければその落札は無効とします。

### 17 その他

- (1) 入札は、厳正に行ってください。
- (2) 指定した時間までに入札会場に入場しない場合は、入札に参加できません。
- (3) 落札決定までは、原則として会場の出入りを禁止します。
- (4) 郵便又は電信による入札は認めません。
- (5) 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換え又は撤回することはできません。
- (6) 再度入札することがありますので、予備の入札書と封筒を準備してください。
- (7) 最低制限価格を設けた場合において、制限比較価格より低い価格の入札書を提出した者は、再度入札に参加できません。
- (8) 入札書金額に対応した積算内訳の提出を求める場合があります。また、その内容について説明を求める場合があります。
- (9) 仕様書・積算内訳等に対する質疑がある場合は、3月19日(水)までに別紙「質疑

書」により提出（FAX又はEメールも可）してください。なお、回答は3月21日（金）までに入札参加者全員に対して発信します。

- (10) 入札の適正さを阻害する恐れがある一定の資本関係又は人的関係にある複数の者は、同一入札への参加はできません。
- (11) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがあります。
- (12) 談合情報通りの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがあります。なお、この場合は、原則として改めて広告し入札を行うものとしします。
- (13) 落札者が消費税及び地方消費税の免税事業者の場合、その旨書面（様式は任意とする）により届け出願います。
- (14) 落札者が、岐阜県から岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領又は岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領及び岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、本契約締結の日までの間に受けていると判明したときは、契約を締結しません。また、契約後にそれが判明したときは契約を解除します。この場合における損害は落札者の負担とします。
- (15) 入札参加申込後に入札を辞退する場合は、別紙の「入札辞退届」を提出してください。
- (16) その他、本入札執行については社会福祉法人岐阜県福祉事業団経理規程及び同細則の定めるところによります。

この入札に関するお問い合わせは次の者をお願いします。

社会福祉法人岐阜県福祉事業団

岐阜県立陽光園 事務員 本田

電話番号 0575-35-0511

FAX 0575-35-0512

E-mail y-honda@gifu-fukushi.jp

(別紙)

○ 地方自治法施行令第167条の4 (一般競争入札の参加者の資格)

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を防げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを防げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を防げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

第32条(国及び地方公共団体の責務)第1項

国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- (1) 指定暴力団員
- (2) 指定暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- (3) 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているもの
- (4) 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者(前号に該当するものを除く。)

※地方自治法第234条の2(契約の履行の確保)第1項

普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。